



市 章

# 大津市公報

令 和 5 年 12 月 1 日  
号 外 (第 62 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 選挙管理委員会告示

47 大津市長選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等について.....	1
48 大津市長選挙に伴い選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について.....	1
49 平成11年選挙管理委員会告示第12号（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について）の一部改正.....	1
50 平成11年選挙管理委員会告示第55号（指定在外選挙投票区の指定について）の一部改正.....	2
51 平成18年選挙管理委員会告示第54号（指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたことについて）の一部改正.....	3

## 選挙管理委員会告示

### 大津市選挙管理委員会告示第47号

令和6年1月21日執行予定の大津市長選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

大津市選挙管理委員会  
委員長 岡 本 紘 忠

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 令和6年1月13日。ただし、年齢については選挙の期日
- 2 登録を行う日 令和6年1月13日

### 大津市選挙管理委員会告示第48号

令和6年1月24日任期満了による大津市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間を次のとおり定める。

令和5年12月1日

大津市選挙管理委員会  
委員長 岡 本 紘 忠

登録の移替えを延期する期間  
令和5年12月16日から令和6年1月21日まで

### 大津市選挙管理委員会告示第49号

平成11年選挙管理委員会告示第12号（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について）の一部を次のように改正し、令和6年1月21日以後の日をその期日として行われる選挙について適用する。

令和5年12月1日

大津市選挙管理委員会  
委員長 岡 本 紘 忠

大津市投票区画表第18区の項中「葛川梅ノ木町」を「葛川坂下町、葛川木戸口町、葛川中村町、葛川坊村町、葛川町居町、葛川梅ノ木町」に改め、同表第19区の項から第21区の項までを削り、同表第22区の項中「第22区」を「第19区」に改め、同表第23区の項中「第23区」を「第20区」に改め、同表第24区の項中「第24区」を「第21区」に改め、同表第25区の項中「第25区」を「第22区」に改め、同表第26区の項中「第26区」を「第23区」に改め、同表第27区の項中「第27区」を「第24区」に改め、同表第28区の項中「第28区」を「第25区」に改め、同表第29区の項中「第29区」を「第26区」に改め、同表第30区の項中「第30区」を「第27区」に改め、同表第31区の項中「第31区」を「第28区」に改め、同表第32区の項中「第32区」を「第29区」に改め、同表第33区の

項中「第33区」を「第30区」に改め、同表第34区の項中「第34区」を「第31区」に改め、同表第35区の項中「第35区」を「第32区」に改め、同表第36区の項中「第36区」を「第33区」に改め、同表第37区の項中「第37区」を「第34区」に改め、同表第38区の項中「第38区」を「第35区」に改め、同表第39区の項中「第39区」を「第36区」に改め、同表第40区の項中「第40区」を「第37区」に改め、同表第41区の項中「第41区」を「第38区」に改め、同表第42区の項中「第42区」を「第39区」に改め、同表第43区の項中「第43区」を「第40区」に改め、同表第44区の項中「第44区」を「第41区」に改め、同表第45区の項中「第45区」を「第42区」に改め、同表第46区の項中「第46区」を「第43区」に改め、同表第47区の項中「第47区」を「第44区」に改め、同表第48区の項中「第48区」を「第45区」に改め、同表第49区の項中「第49区」を「第46区」に改め、同表第50区の項中「第50区」を「第47区」に改め、同表第51区の項中「第51区」を「第48区」に改め、同表第52区の項中「第52区」を「第49区」に改め、同表第53区の項中「第53区」を「第50区」に改め、同表第54区の項中「第54区」を「第51区」に改め、同表第55区の項中「第55区」を「第52区」に改め、同表第56区の項中「第56区」を「第53区」に改め、同表第57区の項中「第57区」を「第54区」に改め、同表第58区の項中「第58区」を「第55区」に改め、同表第59区の項中「第59区」を「第56区」に改め、同表第60区の項中「第60区」を「第57区」に改め、同表第61区の項中「第61区」を「第58区」に改め、同表第62区の項中「第62区」を「第59区」に改め、同表第63区の項中「第63区」を「第60区」に改め、同表第64区の項中「第64区」を「第61区」に改め、同表第65区の項中「第65区」を「第62区」に改め、同表第66区の項中「第66区」を「第63区」に改め、同表第67区の項中「第67区」を「第64区」に改め、同表第68区の項中「第68区」を「第65区」に改め、同表第69区の項中「第69区」を「第66区」に改め、同表第70区の項中「第70区」を「第67区」に改め、同表第71区の項中「第71区」を「第68区」に改め、同表第72区の項中「第72区」を「第69区」に改め、同表第73区の項中「第73区」を「第70区」に改め、同表第74区の項中「第74区」を「第71区」に改め、同表第75区の項中「第75区」を「第72区」に改め、同表第76区の項中「第76区」を「第73区」に改め、同表第77区の項中「第77区」を「第74区」に改め、同表第78区の項中「第78区」を「第75区」に改め、同表第79区の項中「第79区」を「第76区」に改め、同表第80区の項中「第80区」を「第77区」に改め、同表第81区の項中「第81区」を「第78区」に改め、同表第82区の項中「第82区」を「第79区」に改め、同表第83区の項中「第83区」を「第80区」に改め、同表第84区の項中「第84区」を「第81区」に改め、同表第85区の項中「第85区」を「第82区」に改め、同表第86区の項中「第86区」を「第83区」に改め、同表第87区の項中「第87区」を「第84区」に改め、同表第88区の項中「第88区」を「第85区」に改め、同表第89区の項中「第89区」を「第86区」に改め、同表第90区の項中「第90区」を「第87区」に改め、同表第91区の項中「第91区」を「第88区」に改め、同表第92区の項中「第92区」を「第89区」に改め、同表第93区の項中「第93区」を「第90区」に改め、同表第94区の項中「第94区」を「第91区」に改め、同表第95区の項中「第95区」を「第92区」に改め、同表第96区の項中「第96区」を「第93区」に改め、同表第97区の項中「第97区」を「第94区」に改め、同表第98区の項中「第98区」を「第95区」に改め、同表第99区の項中「第99区」を「第96区」に改め、同表第100区の項中「第100区」を「第97区」に改め、同表第101区の項中「第101区」を「第98区」に改め、同表第102区の項中「第102区」を「第99区」に改め、同表第103区の項中「第103区」を「第100区」に改め、同表第104区の項中「第104区」を「第101区」に改め、同表第105区の項中「第105区」を「第102区」に改め、同表第106区の項中「第106区」を「第103区」に改め、同表第107区の項中「第107区」を「第104区」に改め、同表第108区の項中「第108区」を「第105区」に改め、同表第109区の項中「第109区」を「第106区」に改め、同表第110区の項中「第110区」を「第107区」に改め、同表第111区の項中「第111区」を「第108区」に改め、同表第112区の項中「第112区」を「第109区」に改め、同表第113区の項中「第113区」を「第110区」に改め、同表第114区の項中「第114区」を「第111区」に改め、同表第115区の項中「第115区」を「第112区」に改め、同表第116区の項中「第116区」を「第113区」に改め、同表第117区の項中「第117区」を「第114区」に改め、同表第118区の項中「第118区」を「第115区」に改め、同表第119区の項中「第119区」を「第116区」に改め、同表第120区の項中「第120区」を「第117区」に改め、同表第121区の項中「第121区」を「第118区」に改め、同表第122区の項中「第122区」を「第119区」に改める。

#### 大津市選挙管理委員会告示第50号

平成11年選挙管理委員会告示第55号（指定在外選挙投票区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年1月21日以後の日をその期日として行われる選挙について適用する。

令和5年12月1日

大津市選挙管理委員会

委員長 岡 本 紘 忠

「第67投票区」を「第64投票区」に改める。

-----  
**大津市選挙管理委員会告示第51号**

平成18年選挙管理委員会告示第54号(指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたことについて)の一部を次のように改正し、令和6年1月21日以後の日をその期日として行われる選挙について適用する。

令和5年12月1日

大津市選挙管理委員会

委員長 岡 本 紘 忠

「第67投票区」を「第64投票区」に、「すべて」を「全て」に改める。